

# 智頭町教育ビジョン

—二次改訂—



平成31年3月

智頭町教育委員会

# 智頭町教育ビジョン ー二次改訂ー

## 目 次

* 智頭町教育ビジョン二次改訂にあたって	1
* 基本理念	2
* 教育ビジョンの構成	3
* めざす子ども像	4
* 【基本方針】めざす子ども像の具体化方針	5
* 資料	9

## 【智頭町教育ビジョン二次改訂にあたって】

---

平成19年3月策定、平成25年3月に改訂した智頭町教育ビジョンは、「智頭町を愛し『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』の調和がとれ、『生きる力』を持つ子どもを学校・家庭・地域で育成するために」を基本理念に、町内のすべての大人が教育者であるとの認識のもと、学校・家庭・地域社会・行政が、それぞれ取り組むべき方向を示してきました。

国においては、第3期教育振興基本計画（2018～2022年度）が平成30年6月15日に閣議決定され、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を引き継ぎつつ、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化すること」をめざしています。また、鳥取県では平成31年4月から5年間（2019～2023年度）を計画の期間とする鳥取県教育振興基本計画（第Ⅲ期 2019～2023）（3/15議決予定）が示されましたが、

【基本理念】自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

【基本理念を支える4つの「力と姿勢」】

▽自立して生きる力      ▽豊かな心と健やかな体

▽社会の中で支え合う力   ▽ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力を第Ⅱ期計画から継承するとともに、基本理念を実現するための基盤となるものとして、子どもたちの「自己肯定感」が位置づけられました。

智頭町では平成29年3月に第7次智頭町総合計画が策定され、4つの基本理念の一つに“子どもから大人まで学びと成長のまちづくり”が掲げられました。そして、「基本計画3 学び」には、次の5つの施策が示されています。

施策1 子どもたちが充実した学校生活を送るために（0－20歳）

施策2 生きる力を育むために（10－20歳）

施策3 郷土愛を育てられるように（10－20歳）

施策4 森林・林業を学べるように（15－20歳）

施策5 生涯学習のステージづくり（全世代）

これを受けて平成30年3月に、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進する智頭町教育大綱が策定されました。そこで、これまで教育に関する大綱として位置づけていた智頭町教育ビジョンをこのたび二次改訂し、学校教育の振興を図る「智頭町教育ビジョンー二次改訂ー」、子ども・子育て支援を推進する「智頭町子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定、31年2月改訂）」、社会教育行政の振興に向けた「智頭町社会教育計画（平成29年3月策定）」とあわせて、“子どもから大人まで学びと成長のまちづくり”をめざした教育政策を進めます。

平成31年3月

智頭町教育委員会

## 《 基本理念 》

智頭町を愛し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和がとれ、  
『生きる力』をもつ子どもの育成

2020年度より完全実施される新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として、「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の3つが示されました。

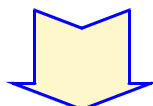
グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、子どもたちが21世紀を生き抜くために、これからの学校教育は上記の3つの資質・能力を育成することが求められています。智頭町では、子どもたちに人として生きるための基礎・基本を確立した上で、学びに向かう力を醸成し、まわりの人々との関わりを大切にする豊かな社会性を築きながら、一人一人が持っているその能力や適性を伸ばす教育を推進していきます。

また、鳥取県が進める「ふるさと教育」と同様に、智頭町で生まれ育つ子どもたちがふるさと智頭を学ぶことによって将来にわたって郷土に愛着を持ち、将来智頭町に住んでも、また智頭町の外に住んでも、郷土に誇りを持ちふるさとを愛する心の育成を図ることが重要と考えます。あわせて、次代を生きる子どもたちに必要なグローバルな視点を大切にし、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造する力を育むことをめざします。

## 《 教育ビジョンの構成 》

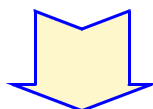
### 基本理念

智頭町を愛し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和がとれ、『生きる力』をもつ子どもの育成



### めざす子ども像

- 1 夢や希望に向かって、進んで学ぶ子ども
- 2 思いや考えを伝え合う子ども
- 3 ねばり強く、あきらめない子ども
- 4 思いやりを持ち、人を大切にする子ども
- 5 社会のきまりを大切にする子ども
- 6 進んで心や体の健康づくりに取り組む子ども
- 7 智頭町への誇りを持ち、明日をつくる子ども



### 基本方針

- ① 確かな学力・学びに向かう力を育成する学校教育の推進
- ② 社会の変化に対応した教育の推進
- ③ 乳幼児期からのしつけと豊かな心を育む教育の推進
- ④ 人権が尊重される教育の推進
- ⑤ 健康・体力づくり・食育の推進
- ⑥ 教職員の資質能力・指導力の向上
- ⑦ 学校を支える教育環境の充実
- ⑧ 家庭・地域の教育力の向上と連携の推進

## 《 めざす子ども像 》

### 1. 夢や希望に向かって、進んで学ぶ子ども

将来の夢や希望に向かって、自らが進んで自分なりの生き方や学び方を選択し、自己実現のために努力する児童生徒を育成します。

### 2. 思いや考えを伝え合う子ども

自分の思いや考えを適切に表現する力と相手の考えを正確に理解する力を基盤にして、互いの立場や考えを尊重しながら伝え合う児童生徒を育成します。

### 3. ねばり強く、あきらめない子ども

我慢する心や耐える力が失われている中で、さまざまな困難を乗り越え、ねばり強く立ち向かっていく児童生徒を育成します。

### 4. 思いやりを持ち、人を大切にできる子ども

自分自身を大切にするとともに、相手への思いやりの心を持ち、お互いに支え合っていく望ましい人間関係を築く児童生徒を育成します。

### 5. 社会のきまりを大切にできる子ども

将来、社会の一員として生きるために、社会のきまりや礼儀・作法をしっかり守る児童生徒を育成します。

### 6. 進んで心や体の健康づくりに取り組む子ども

体育、運動、保健、性教育、食育などの健康に関する正しい知識を持つとともに、心や体の健康づくりや生活習慣の改善に進んで取り組む児童生徒を育成します。

### 7. 智頭町への誇りを持ち、明日をつくる子ども

智頭町民としての誇りを持ち、新しい知恵や技術を生み出して未来を築いていく児童生徒を育成します。

## 《 **基本方針**：めざす子ども像の具体化方針 》

### 1. 確かな学力・学びに向かう力を育成する学校教育の推進

情報化社会の進展はめざましく、人工知能（AI）活用などの技術革新が急速に進んでいます。このような社会の大転換期であっても、「読み・書き・計算」をはじめとした社会生活を行う上で必要な各教科の基礎的な知識・技能をしっかりと教え、確かに身につけさせる学習を行っていくことの重要性は変わりません。そして、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養につながる授業をとおして、自らの将来に夢や目標を持ち主体的に学習する児童生徒の育成を図ります。

また、保・小・中学校の連携や教育の内容、方法を整えることをとおして、学ぶことの喜びを感じ、自らの可能性を十分に引き出していく教育を引き続きめざしていきます。一方、特別な教育的支援を必要とする子どもが年々増加しており、早期からの教育的対応が求められています。子どもの困難さや教育的ニーズをしっかりと把握し、自立と社会参加に向けて、通常学級も含めた特別支援教育の推進が求められます。

### 2. 社会の変化に対応した教育の推進

これからの社会は、国際化や情報化が一層進展し、人々の活動は世界的規模で展開されることが予想されます。このようなことから、智頭町の自然や歴史、文化を子どもたちに教え、町民としての誇りと自信を持たせる教育を重点的に推進するとともに、広く世界に貢献し、国際的に活躍できるグローバルな人材を育てていくことが必要です。

そのために、智頭町を題材にした体験学習や智頭町役場各課との連携事業をとおして、本物の智頭を学び新たな発見や創作の喜びを実感できる学習、コミュニケーション能力を高める外国語学習等をとおして創造力を高め、主体的に社会に適應できる教育をめざしていきます。また、自らの夢や希望にそった進路選択ができるようキャリア教育を充実させていきます。

一方で、情報化に対応すべく学校教育環境を整えてきましたが、情報活用能力を育てるとともに情報モラル教育をあわせて進めていくことも重要です。

### 3. 乳幼児期からのしつけと豊かな心を育む教育の推進

保育園、学校、家庭の相互連携を強め、基本的な生活習慣を確立することが、集団的な学びや学習意欲を高めることにつながります。このようなことから、同和保育（人権保育）、人権教育、道徳教育など心の教育を総合的に推進し、子どもたちに自他の生命を尊重することを教え、自尊感情を高めるなど、豊かな心を育てていくことが必要です。

特に、子どもたちの規範意識や我慢する心、耐える力を養うためには、まずは大人が手本を示していくことや、乳幼児期からの家庭におけるしつけが十分に行われることが最も重要です。家庭では、望ましい生活リズムの習慣化や計画的な家庭学習の実践化に努め、根気強く学習に取り組もうとする姿勢を身につけさせることが必要です。そのためには、生活を自己コントロールする強い意志も求められます。

現在、全国的にいじめや不登校などの課題解決が求められています。さらに、インターネットやソーシャルネットワークサービスが子どもの身近なものとなり、子どもを巻き込んだネット社会でのトラブルや犯罪は、智頭町の子どもたちの身にいつ降りかかってもおかしくありません。このような課題解決への取り組みが町民一人一人によって主体的に行われるような働きかけを行っていきます。

#### 4. 人権が尊重される教育の推進

人権が大切にされる学校や町をつくるためには、人権教育の学習の機会が保障され、人権・同和問題にかかわる学習を深めるとともに学校・家庭・地域社会が連携を図りながら、人権を大切にできる環境にしていくことが必要です。

また、人権が尊重される教育を推進するためには、子どもの姿をとおして、子どもと教職員が不安や悩みはもちろんのこと夢や未来像を共有し、家庭・地域と協力しながら課題解決をめざし、一人一人の人権が尊重される教育を進めていきます。

現在、同和問題をはじめとした人権侵害に関わる問題は多々あり、広い視点から取り組みを進めていくことが求められています。学校で学んだことが家庭や地域でさらに深められ、実践化へとつながるように働きかけていきます。

#### 5. 健康・体力づくり・食育の推進

偏食や欠食、睡眠不足など生活習慣の乱れやストレス、さらにはインターネットや電子メディア利用の増加による心身の健康問題が深刻化しています。また、児童生徒の体力・運動能力も低下傾向にあります。さらに、覚せい剤やたばこなどの乱用、性の逸脱行為など新たな問題も広がってきています。

このため、学校では悩みや不安を持つ子どもたちが相談できる体制を充実するとともに、自らの健康を管理する力や生涯にわたって運動やスポーツに親しむ習慣を身につけさせることが大切です。

また、学校給食や家庭科の学習などとおして、望ましい食習慣や好ましい人間関係を育成するなど、食に関する教育を積極的に推進します。

家庭では、偏食や欠食のない食生活や健康的な生活リズム、適度な運動などの習慣づくりが必要です。また、日々電子メディアに触れる子どもたちには、その利用にあたって正しい知識やスキルを身につけていくことが重要です。生活習慣改善とあわせ、各家庭での取り組みが鍵となります。



## 6. 教職員の資質能力・指導力の向上

教職員は、専門的な知識や技能だけでなく、豊かな人間性をはじめとして、確かな人権感覚や課題解決能力など、自らの資質能力と指導力の向上を高める必要があります。

子どもたち一人一人の課題に対して、的確に対応するためには、教職員が互いに連携・協働することが重要であり、学校の中で協力して課題解決を図ることができる体制づくりが必要です。また、教職員が切磋琢磨し、互いの指導力の向上を図っていく取り組みも必要です。

町民が期待する学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成・確保する必要があります。優れた教師の条件は、「教職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」であります。

校長や教頭は、教職員の連携・協働させるためのリーダーシップを発揮していくことが重要であり、保護者や地域住民、関係機関などの協力を得ながら学校経営を行うことも重要です。

町教育委員会は教職員の資質能力・指導力の向上へ向けた研修の機会を設定するとともに、町行政と連携して学校や教職員が学校教育に力を十分に注ぐための支援を行います。

## 7. 学校を支える教育環境の充実

これまで小学校統合、中学校校舎改築を機に、電子黒板やタブレット、学習用ソフトウェアの導入、無線LAN環境を整備しました。また、他市町に先駆けて校務支援ソフトを導入し、業務負担を減らして子どもと向き合う時間を確保することにつながってきました。新学習指導要領では、小学校においてプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することが想定されているため、ICT支援員の配置等の人的支援も含めたICT環境の整備、効果的な活用に向けた検討が必要です。

また、学校や社会を取り巻く社会的環境も大きく変化し、いじめ、不登校、特別な支援を必要とする子どもなど、学校や教職員が対応すべき課題は多様化しています。早期支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や特別支援教育支援員を配置し、協力して対応することで適切な対応につなげ、児童生徒の学びと成長を支えていきます。

あわせて、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人一人の児童生徒に寄り添うことのできる環境を整えるため、多忙解消・負担軽減の取り組みをさらに進めます。

なお、これまで町立智頭図書館と学校図書館の連携により子どもたちの読書環境を整備してきましたが、2020年の新図書館開館を機にさらに充実させていきます。

## 8. 家庭・地域の教育力の向上と連携の推進

社会生活を送るうえで、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやり、正義感、規範意識など、本来、保護者が責任を持って子どもに身につけさせるべき基本的な資質として捉えていない保護者が増えています。そのため、以前とは異なり、学校教育の中でだけでは十分に対応しきれない子どもたちの問題も起こってきています。

すべての保護者が、子どもの教育に対する責任を自覚し、本来果たすべき家庭の役割を見つめ直し、実践していくことが必要です。また、家庭教育の充実を図るためには、保護者が、子どもの成長にあわせて子育てに関する学習を積み重ねていくことが必要です。

近年の子どもの教育は、学校に多くを依存してきた傾向があり、学校もその期待に応えようとしてきました。小学校統合から7年、中学校校舎改築から4年が経過し、これからは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を理解し合い、一体となって教育を行うことが必要となっています。

このためには、学校から家庭や地域社会に対して積極的に情報の発信や啓発をしていくとともに、家庭や地域社会からの要望や意見を把握して学校経営に反映させるなど、学校と家庭、地域社会との連携を一層充実させることが必要です。

教育ビジョン基本理念の冒頭部にあるように、学校を巣立ちそれぞれの進路に進む子どもたちに「智頭町を愛する」心をもたせるには、日頃より学校教育と社会教育の融合、学校教育と家庭教育との連携をさらに進めていくことが欠かせません。

## 《 資料 》

### 1. 主な関連事業・補助金

<b>① 確かな学力・学びに向かう力を育成する学校教育の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局費（智頭町教育会補助金）</li><li>・特別支援教育総合推進事業（早期支援コーディネーターの配置）</li><li>・学力向上推進プロジェクト事業（授業力アップ研修会、先進地視察研修）</li><li>・小学校教育振興事業（創造的学習支援事業費補助金）</li><li>・中学校教育振興事業（創造的学習支援事業費補助金）</li></ul> 「小中合同授業研究会」「全国学力・学習状況調査」「標準学力調査」 「ノーメディアデー」「生活習慣アンケート」
<b>② 社会の変化に対応した教育の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・国際交流事業（青少年交流事業 智頭町一大韓民国楊口郡間）</li><li>・学力向上推進プロジェクト事業（小学生英会話教室、授業力アップ研修会、先進地視察研修）</li><li>・外国語指導助手招致事業（外国語指導助手2名の配置）</li><li>・小学校教育振興事業（創造的学習支援事業費補助金）</li><li>・中学校教育振興事業（創造的学習支援事業費補助金）</li><li>・地域に学ぶワクワクちづ事業</li></ul> 「全国学力・学習状況調査」「百人委員会提案事業」「ちづNEXT」
<b>③ 乳幼児期からのしつけと豊かな心を育む教育の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局費（智頭町教育会補助金）</li><li>・地域で育む学校支援ボランティア（読み聞かせボランティア）</li><li>・スクールソーシャルワーカー活用事業（スクールソーシャルワーカーの配置）</li><li>・小学校教育振興事業（学校司書配置、青少年劇場巡回公演、創造的学習支援事業費補助金）</li><li>・中学校教育振興事業（学校司書配置、外部講師等謝金、創造的学習支援事業費補助金）</li><li>・地域に学ぶワクワクちづ事業</li></ul> 「小中合同授業研究会」「保育体験」「hyper Q-U 検査」「情報モラル教育」 「メディアコントロール」

#### ④ 人権が尊重される教育の推進

- ・事務局費（智頭町保小中高連合活動費補助金、智頭町教育会補助金）
  - ・特別支援教育総合推進事業（早期支援コーディネーターの配置）
  - ・小学校同和教育研究事業（小中学校同和教育研究費交付金）
  - ・中学校同和教育研究事業（小中学校同和教育研究費交付金）
- 「新着任教職員研修」

#### ⑤ 健康・体力づくり・食育の推進

- ・事務局費（智頭町保小中高連合活動費補助金、智頭町教育会補助金）
  - ・学力向上推進プロジェクト事業（生活・学習習慣改善講演会）
  - ・中学校教育振興事業（生徒派遣費補助金）
  - ・地域に学ぶワクワクちづ事業
- 「部活動指導員設置事業」「全校お弁当の日」「自分でお弁当つくろう Day」

#### ⑥ 教職員の資質能力・指導力の向上

- ・事務局費（智頭町教育会補助金）
  - ・特別支援教育総合推進事業（早期支援コーディネーターの配置）
  - ・学力向上推進プロジェクト事業（授業力アップ研修会）
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業（スクールソーシャルワーカーの配置）
  - ・外国語指導助手招致事業（外国語指導助手2名の配置）
  - ・小学校同和教育研究事業（小中学校同和教育研究費交付金）
  - ・中学校同和教育研究事業（小中学校同和教育研究費交付金）
- 「小中合同授業研究会」「新着任者研修」「ちづNEXT」

#### ⑦ 学校を支える教育環境の充実

- ・特別支援教育総合推進事業（早期支援コーディネーターの配置）
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業（スクールソーシャルワーカーの配置）
  - ・小学校教育振興事業（特別支援教育支援員配置、学校司書配置）
  - ・中学校教育振興事業（特別支援教育支援員配置、学校司書配置）
- 「学校業務支援ソフト」「ICカードシステム」「部活動指導員設置事業」

## ⑧ 家庭・地域の教育力の向上と連携の推進

- ・事務局費（智頭町保小中高連合活動費補助金）
  - ・地域に学ぶワクワクちづ事業
  - ・特別支援教育総合推進事業（早期支援コーディネーターの配置）
  - ・地域で育む学校支援ボランティア（読み聞かせボランティア、「ひまわり広場」）
  - ・学力向上推進プロジェクト事業（生活・学習習慣改善講演会）
  - ・家庭教育学級事業（家庭教育講演会）
- 「百人委員会提案事業」「ちづNEXT」「モチモチの木プロジェクト」

## 2. 小学校・中学校の児童・生徒数等について

### （1）小学校児童数・中学校生徒数の推移

小学校児童数の推移（人）								中学校生徒数の推移（人）			
平成	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
26年度	51	48	43	39	45	55	281	48	55	57	160
27年度	44	52	46	44	40	47	273	53	48	55	156
28年度	52	44	51	47	45	40	279	47	53	48	148
29年度	43	54	44	53	45	45	284	39	47	54	140
30年度	52	42	50	44	53	47	288	45	39	47	131
予測	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
2019年度	51	52	42	50	44	53	292	47	45	39	131
2020年度	49	51	52	42	50	44	288	53	47	45	145
2021年度	40	49	51	52	42	50	284	44	53	47	144
2022年度	42	40	49	51	52	42	276	50	44	53	147
2023年度	33	42	40	49	51	52	267	42	50	44	136
2024年度	36	33	42	40	49	51	251	52	42	50	144
2025年度	32	36	33	42	40	49	232	51	52	42	145
2026年度	29	32	36	33	42	40	212	49	51	52	152
2027年度	26	29	32	36	33	42	198	40	49	51	140

## (2) 適正な学級の人数について

学級の人数は、30人程度までが望ましいと考えます。

各教科の学習内容を深めたりチームワークの大切さを学ばせるには、集団による学び合いやグループ学習などの相互の関わり合いが必要です。

子どもたちは、集団の中で遊び、学ぶことでつながりを築き、対人関係力を高め、集団の一員としての責任感を身につけます。また、互いに切磋琢磨することで、自らの可能性を伸ばすことにもなります。

各教科の学習形態からみると、音楽や図工、体育は集団的な学びが望ましいと考えます。また、国語・社会・算数・数学・外国語（活動）・英語などにおいても、児童生徒の集中力、理解力、意欲の持続など、教師からの声かけや机間指導の面からも30人程度までが適正と言えます。さらに、道徳や学級活動でも、児童生徒が意見を交わし合い、思考や心情を深めるなどの場面からみても、さまざまな意見や価値観にふれられる程度の人数が必要です。そのため、きめ細かな個々への指導や支援を考えた場合、1学級の人数は30人程度までが適切と考えます。

参考 鳥取県公立小・中学校の学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童・生徒数
小学校	第1、2学年	30人
	第3～6学年	35人
	特別支援学級	7人
中学校	第1学年	33人
	第2、3学年	35人
	特別支援学級	7人

平成31年度 鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準より抜粋

### (3) 学年の適正な学級数について

学年の適正な学級数は、複数学級が望ましいと考えます。

一つの学年は、集団としてのいろいろな体験ができることが望ましく、クラス替えや他のクラスとの合同授業等を行うことで、新しい人間関係づくりや幅広い活動が確保できます。従って、一つの学年に複数の学級が望ましいと考えます。

今後の智頭町の小・中学校の児童生徒数の予測を見ると、小学校や中学校においては、当分の間、複数の学級編制が維持できます。

今後の児童生徒の増減により、小・中学校の在り方や教職員の専科指導、教科担任の指導体制にも大きく影響すると考えます。

### 3. 保育園・小・中学校の一貫した教育について

0～15歳を見通した一貫した教育をめざします。

同じ町内にありながら保育園・小・中学校の間に存在する子ども観の違いや、保育観や指導観などの広い意味での教育観の違いを是正し、子どもたちから生活や学習の負担を取り除くとともに、人間形成上の連続性をもたせるのが本町のめざす一貫した教育です。ここでは、関係者が子どもたちの発達段階を十分に理解でき、一人一人に応じた生活や学習へのきめ細かな指導と支援が可能となります。このような教育環境の中では、子どもたちは自尊感情を高め、自らの個性や能力を伸ばしながら、夢や希望の実現へと歩むことができます。

#### ①保小間の連携と一貫した教育

現在、子どもたちの中に「基本的な生活習慣やマナーが身につけていない」「友達関係が上手にとれない」などの姿がよく見受けられるようになってきました。友達関係では、自分も友達も大事にでき、進んでコミュニケーションを図れるようにすることが大切です。また、「挨拶をする」「命を大切にすること」「我慢する」など、人間が生きていくうえで基礎となる型をしっかりと身につけさせることが大切です。

そのためには、保育園と小学校とがより連携を深め、一人一人の子どもの実態や課題を共通理解する場を設けながら、共通実践を行うことが第一です。そこで、保育内容と教育内容との接続を意識して整備してきたカリキュラムの見直しも必要です。

#### ②小中間の連携と一貫した教育

全国的に小・中学校間では、「不登校」「いじめ」「学級崩壊」「中1ギャップ」など多くの問題を抱えています。本町においては、小学校統合により中学校入学時の新たな仲間づくりの課題はなくなりましたが決して無関係とはいえ、小・中学校間でのより強力な連携と一貫した教育の推進が必要と考えます。保育園や小・中学校が同

じ敷地内になくても、教育内容の系統性を図り、指導方法の連続性を考慮することで、中学校卒業への見通しをもち基本方針を推進することができます。

また、小中学校間の教職員が十分に子どもたちの情報交換を行えることで諸問題にも対応しやすくなります。さらに学校間で異なる学校風土を感じることで、教師が授業交流の在り方や学校における自分の役割を見直す良い機会になります。

今後も、以下の取り組みを重点に置き進めていきます。

《小中合同授業研究会、公開授業相互参観》

《基礎学力の向上》

《教育内容の系統化に向けたカリキュラム編成》

《国際化に対応する教育の推進》

《特別支援教育の充実と体制整備》

《基本的生活習慣の育成と改善》

《生徒指導・生活指導の充実・強化》

#### 4. 図書館教育の充実について

子どもたちがさまざまな機会に本に親しみ、自ら本を活用できる環境をつくれます。

学校図書館には、次のような機能が求められます。

- ・創造力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能
- ・自発的、主体的な学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する「学習情報センター」としての機能

そのため、学校図書館には子どもたちが十分に利用できる蔵書が必要となります。

現在、出版される本は数多く、内容もさまざまです。その中から、子どもたちの育ちに必要な本を選び、子どもたちが自ら本を手取ることを支援できる学校司書の存在は極めて重要です。智頭町においても、このことを重視し、学校図書館の蔵書充実に努めるとともに、学校司書を継続して配置します。

また、町の図書館司書との連携を今後も継続するとともに、2020年度に開館する智頭町立図書館の活用により子どもたちの読書環境をさらに充実させます。

この教育ビジョン（二次改訂版）は、定例教育委員会において審議を重ね、改訂したものです。この改訂版に基づき、2019年度から具体的な取り組みを推進していきます。